

お客様各位

〒105-8555 東京都港区芝大門1丁目1番26号



## 厚生労働省公布「石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正」

### 弊社対応 および お客様における留意点について

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、6月26日付にて厚生労働省ホームページにて、「石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正」が発表されました。

この改正に伴う弊社の対応及びお客様に留意をお願い致します点につき、下記にご案内申し上げます。

また、今後ともお客様とともに石綿代替化の推進に取り組んで参りますので、何卒、ご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願い致します。

#### 記

#### 1) 今回改正の施行

2006年9月1日施行予定。

#### 2) 改正のポイント

##### 石綿ジョイントシートの原則全面禁止

9月1日より工業用途の石綿製品について、製造・輸入・譲渡・提供・使用が原則全面禁止となる予定です。

弊社製品では、T/#1000、T/#1100、T/#1000-S、T/#1100-S、T/#NU1100、T/#1000-LN、T/#9010（中芯材番号1,2,4）、T/#9010-FG、T/#9010-E、T/#9011、T/#NU9012が該当致します。

##### 例外的禁止の除外

ただし、既存の化学工業用施設の100以上の流体を扱う部分など、一部例外的に当分の間禁止を除外されるものがあります。（詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照願います）

#### 3) 弊社の対応

##### 弊社石綿ジョイントシートの原則出荷終了

厚生労働省の認める限定用途以外につきましては、出荷を7月末日で終了致します。

##### 代替品の提供

代替品につきましては、別途「アスベストジョイントシート代替製品選定表」「PTFE 包みガスケット（アスベスト品）代替製品選定表」をご参照の上、弊社営業担当にご照会願います。

#### 4) お客様における留意点

##### エンドユーザー様

9月1日以降、限定用途以外は使用が全面禁止される予定です。

弊社よりのご購入後は、用途・条件を確認の上、ご使用いただけますようにご留意願います。

##### 販売店様

限定用途以外は加工、譲渡、提供も全面禁止されます。弊社製品を加工、販売をされる場合も、用途・条件の使用制限があります。

#### 5) お問い合わせ

シール材事業部

電話：03 3433 7200（直通） F A X：03 3438 4728

以上